

新たに下水道が整備された区域の皆様へ

～宇佐市下水道接続促進補助金について～

新たに公共下水道が整備された区域内にある既存の住宅(新築および建替え工事、事業用のものを除く)のくみ取便所や浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する「排水設備工事」を完了された方に補助金を交付します。

【事業の目的】

市の下水道へ接続する工事を行う方に対し、その工事費の一部を補助金として交付することにより、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁防止及び浄化を図ることを目的とします。

【対象となる排水設備工事】

令和5年3月31日以降に市の下水道本管が新たに供用開始された区域内の既存住宅において、本管の供用開始から3年以内に下水道へ接続した排水設備工事が対象となります。

参考)補助金をもらうための排水設備工事スケジュール

例えば…

令和5年3月31日 に下水道本管の供用開始



補助金を申請し交付決定後、工事着手

令和8年3月31日 までに市の排水設備工事の完成検査に合格すること

※実績報告書は補助金交付決定日の属する年度の3月15日までに提出してください。

下水道本管の供用開始
R5.3.31

R6.3.31

R7.3.31

R8.3.31

令和5年度(1年目)

令和6年度(2年目)

令和7年度(3年目)



供用開始から
3年以内に!

※R8.3.31 完成検査最終期限

※補助を受けるには期限がありますので、早期の接続をお願いします!

【補助金の額】

現 況	補助金の上限額	
	戸建住宅	集合住宅(アパート、マンション等)
浄化槽の場合	合併浄化槽 60,000 円 単独浄化槽 100,000 円	接続する住戸1戸につき 50,000 円 (ただし、工事費の1/2以内が上限)
くみ取便所の場合	100,000 円	

※1 店舗、事務所、店舗、宿泊施設、寮、福祉施設、管理室など、事業用のものは対象外です。ただし、兼用の住宅・住戸については対象。

※2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

※3 市の下水道への接続に係る接続に係る経費(排水設備工事のみが対象)が補助金額を下回る場合は、接続に係る工事費が補助額となります。

【補助要件】

- 既存の住宅（新築および建替え工事、事業用のものを除く）の排水設備（雨水を除く）をすべて市の下水道に接続すること。
- 排水設備工事の実施について、家屋の所有者（当該家屋に係る土地の所有者と同一でない場合は、当該土地の所有者の承諾を得た者に限る。）又は排水設備工事に係る家屋及び土地の所有者の承諾を得た当該家屋の賃借者であること。
- 宇佐市の市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業加入分担金、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水使用料を滞納していないこと。
- 同一建築物で以前に当該補助金による交付を受けた建築物に係る申請でないこと。
- 排水設備工事に対し、他から補助金等の交付を受けていないこと。（リフォーム補助金など）
- 国、県及び市に係る申請でないこと。（市営・県営住宅、官舎など）

【補助金申請の流れ】

①申請書を市上下水道課に提出

≪提出書類≫

- ・下水道接続促進補助金事業交付申請書
- ・排水設備等計画確認申請書
- ・着工前写真（くみ取便槽または浄化槽の状況が確認できるもの）
- ・その他市長が必要と認める書類（兼用の住宅・住戸の場合は居住スペースが確認できる平面図など）

※排水設備工事は市の指定した【宇佐市公共下水道排水設備指定工事店】に依頼。

補助金申請書等の提出は指定工事店が代行可。

②交付決定通知書が届いたら工事を行う。



工事店一覧



③工事が完了後5日以内に、実績報告書に以下の書類を添付し市上下水道課に提出。

※実績報告書は補助金交付決定日の属する年度の3月15日までに提出すること。

≪提出書類≫

- ・下水接続促進補助金工事完了実績報告書
- ・排水設備等工事完了届
- ・工事写真（施工中・完了時※便槽や浄化槽を廃止したことが確認できるもの）
- ・下水接続促進補助金交付請求書
- ・その他市長が必要と認める書類

④上下水道課で検査を行った後、指定された金融機関の口座に補助金が振り込まれる。

※検査や補助要件の確認等を行うため、請求書を提出してから振込みまで概ね1～2箇月程度の期間が必要となります。

【お問い合わせ・申請先】

宇佐市役所 上下水道課 下水道工務係

電話：0978-27-8190

HP：<http://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/14/jogesuido/1/19000.html>

